

身元保証の裁判例(1)

過去20年間の裁判例の考察

能登真規子

Makiko Noto

滋賀大学 経済学部 / 准教授

- I はじめに
- II 裁判例の中の「身元保証」
- III 雇用に伴う身元保証の判例法理
 - 1 身元保証の法的性質
 - 2 身元保証契約の成立
 - 3 身元保証契約の存続期間
 - 4 身元保証契約の効力
- IV 現代の身元保証契約の問題点

I はじめに

身元保証に関しては、かつては、その法的性質や身元保証人保護のための法律構成をめぐって議論がさかんになされていた¹⁾。1933(昭和8)年に「身元保証ニ関スル法律」(以下、身元保証法)が制定され、永続的で広汎な身元保証人の責任に一定の制限が課せられるようになり、学説および裁判実務における保証に関する中心的問題領域は、次第に、身元保証から金融取引における保証、とりわけ貸金等根保証へと移行していった²⁾。

2004(平成16)年の民法改正では、第一編総則、第二編物権、第三編債権の3編が現代語化されるとともに、保証に関して新たな規律が導入され、それ以降、極度額(保証人が支払うべき金額の上限)と元本確定期日(主たる債務の元本の確定す

1) 山田晟「身元保証契約」『契約法大系Ⅳ』有斐閣(1963年)101～118頁、西村信雄「身元保証法」『注釈民法(11)』有斐閣(1965年)291～332頁等。

2) 大島俊之「継続的保証・身元保証」星野英一編『民法講座4』有斐閣(1985年)247～262頁等。

3) 保証に関する改正の要点は、保証契約の要式契約化(民法446条2項、3項)と「貸金等根保証契約」に対する規律の導入(民法465条の2～465条の5)である。2004(平成16)年の民法改正については、吉田徹=筒井健夫『改正民法の解説[保証制度・現代語化]』商事法務(2005年)、近江幸治編『新しい民法全条文—現代語化と保証制度改正』三省堂(2005年)等がある。

べき期日)の定めのない、いわゆる包括根保証は存在しないものとなった³⁾。現在、法制審議会では民法(債権関係)の改正に向けた審議がなされており、保証に関しても、より包括的な改正が検討されている⁴⁾。

本稿で考察を加える身元保証は、保証契約の一種であるか、あるいは少なくとも保証類似の契約である。先にも述べたとおり、身元保証に関する近時の学説の動きは小さく⁵⁾、いわゆる商工ローン問題等で注目された貸金等根保証ほどには社会的な問題になっていない。しかし、債権法、契約法を対象とする民法の見直しが進む中、80年近く前に制定された身元保証法の枠組みが現代社会に十分に対応しているかをここで再検討してみることは一定の意義があるものと考ええる。

身元保証はもともと、わが国の旧慣、徳川時代の人請の伝統に従い、広汎無限で永続的な責任を生じさせるものであった⁶⁾。身元保証人は、身元本人(身元保証法でいうところの被用者)に身元保証書への署名捺印を頼まれたとき、自分がその署名を断ったら身元本人が就職できなくなるかもしれないという状況の下で、使用者の側が用意した書面に署名捺印をする。これが身元保証契約の締結となる。その書面には、通常、「身元保証人として、本人が会社の就業規則及び諸規則を遵守

して、誠実に勤務することを保証いたします。万一、本人がこれに反して、故意又は過失によって貴社に損害をおかけした場合は、本人をもってその責任をとらしめるとともに、私は連帯して、その損害を賠償する責任を負うことを確約します。」というような文言が印刷されている⁷⁾。この文言の意味の受け止め方は、各人各様でありうる。実際のところ、身元保証人は、契約締結時には、自身が現実に責任追及を受けるリスク、支払いを迫られる金額のいずれをも認識しないのであるが、しばらくして思いもよらない巨額の支払請求を受ける可能性がある。必ずしも身元保証書の文言どおりの責任を負わせないというのが身元保証法の採用する枠組みではあるものの、すべては裁判所の裁量に委ねられている(身元保証法5条)。

本稿では、過去約20年間の裁判例を概観して⁸⁾、現代の身元保証契約が直面している問題点を整理する。

Ⅱ 裁判例の中の「身元保証」

A: 検出方法

レクスネクシス・ジャパン株式会社のデータベース『LexisNexis JP』に収録されている裁判例80,903件のうち、検索対象期間を1989(昭和64・

4) 商事法務編『民法(債権関係)部会資料集第1集〈第1巻〉—第1回～第6回会議 議事録と部会資料』商事法務(2011年)667～759頁。このほか、法務省のウェブサイトでも閲覧できる。
<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900074.html>
(2012/03/15)

5) 最一小判昭和57・12・2民集36巻12号2359頁、最一小判昭和60・5・23民集39巻4号972頁、東京地判平成4・3・23判時1446号74頁、東京地判平成11・12・16労判780号61頁、福岡高判平成18・11・9判時1981号32頁等に対する判例評釈はある。

6) 西村・注(1)292頁、西村信雄『身元保証の研究』有斐閣(初版1965年、復刊版2000年)。

7) 編集部「身元保証の適正な取り扱い—会社に監督上の過失あれば保証人の責任は軽減される」労働基準広報2011年5月1日号(2011年)6～17頁に、2種類の身元保証書(保証期間の定めのないものもあるもの)の例が掲載されている。

8) 身元保証に関する裁判例を検討するものとしては、西村・注(6)のほか、新潟県弁護士会『保証の実務—保証否認から求償まで』新潟県弁護士会(1993年)、藤沢攻「労働者の身元保証に関する裁判例の考察」盛岡大学短期大学部紀要3号(1993年)83～93頁等がある。

平成1) 年1月1日から2011(平成23) 年12月31日、検索キーワードを「身元保証」として検出できた裁判例は198件であった⁹⁾。そのうち、身元保証人が訴訟当事者として登場する事件は40件足らずにとどまる(本稿末尾の表1参照)。同じ検索条件を用いて第一法規株式会社の『法律判例文献情報』で調べたところ、身元保証に関連する裁判例は17件となった。身元保証人が訴訟当事者となった事件はそのうち9件であったが、これらはすべて『LexisNexis JP』で検出されたものと重複している。

身元保証人に対する責任追及が行われた事件はすべて、雇用に伴う身元保証に関するものである。これらは主に次節(Ⅲ)で検討する。本節(Ⅱ)では身元保証人が訴訟当事者になっていない「身元保証」事件を概観することにより、「身元保証」という言葉が利用される場面と「身元保証人」と

呼ばれる存在の役割について確認しておく。その中には雇用に伴う身元保証(被用者のための身元保証)以外のものも含まれる。身元保証の特質を不明瞭にし、概念をあいまいにさせるとして、「被用者のための保証」のみを、少なくとも狭義においては、今日の法概念としての身元保証とすべきであるとする考え方¹⁰⁾もある。しかし、本稿で着目したいのは法律家の認識にとどまらない一般的な「身元保証」の受け止め方であり、それらも広く取り上げている。

B: 雇用に伴う身元保証

身元保証法が適用される身元保証契約は、「被用者ノ行為ニ因リ使用者ノ受ケタル損害ヲ賠償スルコトヲ約スル身元保証契約」である。身元保証人の身元保証契約の相手方となる者が使用者

9) 本稿には「Lexis独自収集判例」(以下、Lexisと略記する)が多く含まれる。有料データベースには資料へのアクセスが開かれていないという問題があるが、判例集に掲載された裁判例だけでは、身元保証については、多くの事例が拾えないため、近年のなるべく多くの事例を見るという方針で、事実関係がわかるようにまとめることにして、あえて取り上げた。

10) 西村・注(1)296頁。

11) 保険会社と保険代理店との保険代理店契約(東京地判昭和9・3・31新聞3689号5頁、大判昭和13・6・21民集17巻1297号)、公務員(大判昭和10・11・29民集14巻1934頁、東京高判昭和29・8・31下民集5巻8号1389頁、東高民5巻9号188頁)、化粧品会社と歩合給の支払を受ける専属販売員との委託販売契約(福岡高判昭和39・11・18高民集17巻7号503頁、判タ172号114頁)、戦没者名鑑の予約出版を行う会社と取材、予約注文販売、配本・集金等に従事する外務調査員との特約店契約(東京地判昭和59・11・28判時1157号129頁、労判459号75頁)等。

12) 銀行(東京地判平成2・5・30判時1362号123頁、労判563号6頁)、信用金庫(函館地判平成14・9・26労判841号58頁)、銀行窓口業務を行う派遣社員(松山地判平成15・5・22労判856号45頁、高松高判平成18・5・18労判921号33頁)

13) 商工ローン会社(東京地判平成11・12・16労判780号61頁、東京地判平成18・7・14 Lexis)

14) 証券会社の職員(東京地判平成13・7・10労判834号64頁)、証券会社の海外留学誓約書(東京地判平成14・4・16労判827号40頁)

15) 先物取引会社の外務員(東京地判平成11・11・30労判782号51頁、東京地判平成15・9・19労判864号53頁、東京地判平成18・10・27 Lexis)

16) 損害保険会社の代理店研修(福岡地小倉支判平成4・1・14労判604号17頁)

17) 建設工事設計請負管理会社(さいたま地判平成17・9・30 Lexis)

18) 電気機械器具製造販売会社(ヒロセ電機)の中途採用(東京地判平成14・10・22労判838号15頁)、電気部品製造販売加工会社(東京地判平成14・10・30 Lexis)、食品加工販売会社(明治乳業)(東京地判平成16・5・31判時1869号111頁、判タ1166号163頁)、紙工品製造販売会社(東京地判平成19・5・30 Lexis)、屋外広告物製作販売施工会社(東京地判平成22・2・8 Lexis)

19) 出版社(第一学習社)(広島高判平成3・12・19労判606号47頁)、出版社(破産)(東京地判平成15・7・7労判860号64頁)、電気通信事業・通信機器の販売施工管理会社(新日本通信)(大阪地判平成9・3・24労判715号42頁)、有線音楽放送事業(キャンシステム)(東京地判平成21・10・28労判997号55頁)

であり、この者が身元本人を被用者(労働者)として雇用する場合が典型となる。

しかし、過去の裁判例を見ると、裁判所は、身元保証法の適用対象を雇用・労働契約に限っておらず、実質的な使用従属関係の存在が認められる職業上の関係には、比較的ゆるやかに身元保証法を適用している¹¹⁾。

被用者の就職時等に使用者に対して身元保証書(身元保証契約書)の提出があったことがわかる事件は次節(Ⅲ)で検討するもの以外に57件存在した。銀行・信用金庫¹²⁾、貸金業者¹³⁾、証券会社¹⁴⁾、商品先物取引業者¹⁵⁾、保険会社¹⁶⁾のような金銭を扱うことが主要な業務である業種にとどまらず、建設業¹⁷⁾、製造業¹⁸⁾、情報通信業¹⁹⁾、運輸業²⁰⁾、卸売業・小売業²¹⁾、不動産業²²⁾、娯楽業²³⁾、教育²⁴⁾、複合サービス事業²⁵⁾、サービス

業²⁶⁾、公務²⁷⁾等、多岐にわたる業種で身元保証が求められていることがわかる²⁸⁾。就職時に被用者について身元保証がなされるだけでなく、その被用者が他社で業務を行う場合に使用者である法人が被用者の身元保証を行う例もある²⁹⁾。

C: 入国・在留のための身元保証

出入国管理及び難民認定法(以下、入管法)により、在留資格の認定のため「本邦に居住する身元保証人の身元保証書」「身元保証機関による身元保証書」が求められる場合がある。この種の身元保証人が文中に現れる裁判例はこの約20年間に50件以上あったが³⁰⁾、その中に、国が身元保証人に対する法的な責任追及を行った事例は1件も存在しない。

20) 国鉄正規職員(事案は臨時雇用員のもので身元保証人不要)(大阪地判平成元・11・13労判551号12頁)、航空貨物運送会社(福岡地判平成4・2・26労判608号35頁)

21) 酒類販売会社(転職、元従業員を身元保証)(大阪地判平成元・3・27労判539号16頁)、雑誌書籍販売会社(書泉)(東京地判平成4・5・6判時1426号131頁、判タ798号178頁、労判625号44頁、労民43巻2～3号540頁)、コンビニのフランチャイズ契約(京都地判平成13・2・15判時1753号99頁)、自動車タイヤ卸売(九州ダンロップ)(福岡地判平成13・3・8判タ1093号220頁)、衣料品製造販売会社(三陽商会)(大阪地判平成14・12・13労判844号18頁)、楽器輸出入卸売小売会社のピアノ調律師研修生(東京地判平成14・12・25 Lexis)、新聞専売店(東京地判平成15・11・17 Lexis)、チケット販売会社(東京地判平成18・10・27判時1972号96頁)

22) 不動産会社の経理担当(東京地判平成17・9・29 Lexis)、ビル管理会社の経理担当(東京地判平成21・3・23 Lexis)

23) カラオケ店店長(大阪地判平成21・6・12労判988号28頁)、遊技場会社(東京地判平成17・9・29 Lexis)

24) 私立学校(中高)教諭(高松高判平成3・3・29労判591号57頁、最三小判平成6・12・20民集48巻8号1496頁、裁集民173号567頁、裁時1138号9頁、労判669号13頁)、専修学校教員(東京地判平成13・3・15労判818号55頁)

25) 農業協同組合(宮崎地延岡支判平成12・3・29判タ

1045号172頁、横浜地判平成14・5・31最高裁ウェブサイト)

26) 警備会社(名古屋地判平成6・1・18判タ858号272頁)、派遣会社(東京地判平成8・6・24判時1601号125頁、判タ971号190頁)、保安警備会社(東京地判平成22・2・2労判1005号60頁)、労働組合専従書記局員(東京地判平成16・1・20 Lexis)

27) 健康保険組合(公法人)(東京地判平成17・11・21 Lexis)

28) そのほか、会社に対する身元保証書の提出があったことがうかがわれるものの、判決文からは業種が不明なものもあった(高松家丸亀支判平成3・11・19家月44巻8号40頁、東京地判平成15・2・20 Lexis、東京地判平成18・10・17 Lexis、神戸家伊丹支判平成20・10・17家月61巻4号108頁、東京地判平成23・5・16 Lexis)。

29) スタジアム内での立売販売員(東京地判平成20・8・29 Lexis)、店舗に派遣された化粧品会社美容部員(東京地判平成18・11・16 Lexis)。

30) 中国残留孤児に対しても入国の際に留守家族の身元保証を要求する措置がとられていたため、これを問題とした裁判例が10件ほど見られた(神戸地判平成18・12・1判時1968号18頁等)。

法務省のウェブサイトに掲載されている身元保証書には、次のように記されている³¹⁾。

「上記の者の本邦在留に関し、下記の事項について保証いたします。／記／1 滞在費 2 帰国旅費 3 法令の遵守／上記のとおり相違ありません。」

しかし、国は、この入管法上の身元保証人が法的な責任を負うことはないと説明している³²⁾。

D：保釈のための身元保証

保釈（刑事訴訟法89、90条）を請求する際、条文上の明白な根拠はないものの、裁判所に対して、「身元引受書」³³⁾という書面が提出されている。この書面に署名した人が身元引受人または身元保証人と呼ばれている。6件の裁判例において「身元保証」がこの意味で用いられていた。身元保証法1条の文言にも「引受」という語が見られるように、実社会では身元引受と身元保証とはしばしば混同されて用いられており、その用語だけで効果の違いを区別することはできない。

この身元引受は、保釈許可を判断する際に参考にされるにとどまり、契約ではないため、署名者に対する法的な責任追及がなされることはない。

E：入院・入所のための身元保証

病院や老人ホーム等の各種施設に入る際にも、多くの場合、本人以外の者の署名捺印が求められる³⁴⁾。この者を指して、保証人、連帯保証人、身元引受人、そして身元保証人という語が用いられている。過去約20年の「身元保証」の裁判例では、病院に関するものが4件、老人ホーム等の施設に関するものが6件見られたにとどまる。さらに、これらの者に対して責任追及がなされた事例で裁判例として公表されているものは見当たらない。

しかし、入院³⁵⁾や入所³⁶⁾のための身元保証においては、入管法上の身元保証や保釈のための身元保証とは異なり、保証人に対して、明確な金額は示されていないものの、具体的な請求を行うことが想定されている。この種の保証人は、患者・

31) 法務省「身元保証書」<http://www.moj.go.jp/content/000007418.pdf>(2012/03/23)
なお、医療滞在ビザには、外務省の「医療機関による受診等予定証明書及び身元保証機関による身元保証書」がある。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/medical/pdfs/guarantor_form.pdf(2012/03/23)

32) 外務省「査証(ビザ)よくある質問」

「Q5：身元保証人の責任範囲はどこまでですか？」

A5：査証申請における「身元保証人」とは、査証申請人である外国人の日本における滞在が適法に行われることを在外公館長(日本国大使・総領事等)に対し保証する方です。身元保証人の責任については、民法上の「保証人」のように法的責任を伴うわけではなく、道義的責任に留まりますが、保証事項(滞在費、帰国旅費、法令の遵守)が履行されないと認められる場合には、それ以降の査証申請において身元保証人となった場合に信頼性を失うことになるのは当然です。ただし、身元保証人であれ招聘人であれ、査証申請人との関係や渡航目的を偽った書類を作成し、結果的にテロリストの入国や人身取引等の犯罪に荷担することとなった場合には、別途刑事責任を問われる場合もありますので御注意ください。」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/faq.html>
(2012/03/23)

同様の回答は、以前は、法務省入国管理局の「外国人の在留手続Q&A」でも見られたが、2012年3月23日現在、身元保証に関する問い自体がなくなっている。

「Q 7 提出書類に身元保証書がありますが、「身元保証人」とはどのようなものでしょうか。また、身元保証した際の責任はどうなっているのでしょうか。」

A 入管法における身元保証人とは、外国人が我が国において安定的に、かつ、継続的に所期の入国目的を達成できるように、必要に応じて当該外国人の経済的保証及び法令の遵守等の生活指導を行う旨を法務大臣に約束する人をいいます。身元保証書の性格について、法務大臣に約束する保証事項について身元保証人に対する法的な強制力はなく、保証事項を履行しない場合でも当局からの約束の履行を指導するにとどまりますが、その場合、身元保証人として十分な責任が果たされないとして、それ以降の入国・在留申請において身元保証人としての適格性を欠くとされるなど社会的信用を失うことから、いわば道義的責任を課すものであるといえます。」

<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyuu/qa.htm>
(2006/03/29)

入所者の身上に関する一切のことを引き受けるとともに、連帯保証人として一切の経費の支払いにつき義務を負う。保証書の署名者には、成年者、近隣在住、独立生計、同居の親族でないこと、支払能力があることといった要件が課せられることも珍しくない³⁷⁾。

F: その他の身元保証

これら以外に、日常的には、「紹介者」「後ろ盾」というほどの意味で、身元保証という言葉が用いられることもある³⁸⁾。大学等の教員が就職する学生・生徒の身元保証をする例も見られる³⁹⁾。

G: 「身元保証」と法的効果

公表される裁判例というのは民事紛争の氷山の一角に過ぎない。その紛争の一部が訴訟となり、さらに、その訴訟の一部が判例集に掲載され、データベースに収録される。人々が現実の生活において身元保証書に接する機会が公表された事

例よりもはるかに多数であろうことは想像に難くない。

身元保証法は使用者のための被用者の身元保証に対する法律であり、法律家にとつての「身元保証」は、「雇用契約に伴って使用者が被用者によって受ける損害を第三者に担保させるもの」⁴⁰⁾であるが、日常用語としては「身元保証」は他の場面でも用いられている。そして、その責任内容も、入院や各種施設への入所の際の「身元保証」のように、雇用に伴う身元保証と同様に損害賠償をも含むつつ、主として入院・入所にかかる経費の支払いと本人その人の引取りを目的とするようなものから、法的な責任は生じないという入管法上の身元保証書や保釈の際の身元引受書までさまざまである。これら各種の「身元保証」を、人々が、法的効果の違いを適切に理解して行っているのかどうかは定かではない。

次節(Ⅲ)で見ると、雇用に伴う身元保証については、身元保証人の責任は道義的責任にとど

33) 「被告人は、頭書被告事件について勾留されているところ、保釈を許可された場合には、私が被告人の身元を引き受け、公判期日等への被告人の出頭並びに保釈条件の遵守につき、被告人に厳守させることを誓約いたします。」というような文言が用いられている。

34) クレジットカードでの支払いを申し込めば、連帯保証人は不要とされる場合もある。

35) 函館市立病院条例施行規則

「このたび、貴病院に入院し治療を受けるに当たり、貴院の諸規程および指示ならびに下記事項を守り、貴院に迷惑をかけないことを保証人連署のうえ約束します。

／記／1 診療その他については、医師の指示に従います。

／2 入院料その他の諸料金は、指定日までに支払います。

／3 患者の身元については、保証人において一切を

引き受けます。／4 退院を命ぜられた場合は、

指定された日に保証人の責任において引き取ります。」

http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/ar37609171.html(2012/03/23)

36) 川口市軽費老人ホーム設置及び管理条例施行規則

「第5条 条例第4条第4号に規定する身元保証人は、次に掲げる事項について、一切の責めを負わなければならない。／(1) ホームに入所している者

(以下「入所者」という。)がホームの利用に係る料金

(以下「利用料金」という。)その他の経費を

支払わなかったときの費用の負担／(2) 入所者が

入所の許可を取り消されたときの身柄の引受け

／(3) 入所者が死亡したときの遺体の引受け、遺留品の処理その他必要な措置／(4) 前3号のほか、入所者の身上に関する必要な措置」

http://www.city.kawaguchi.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/c3040416001.html(2012/03/23)

37) 京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する

条例施行規則 http://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/aa30004261.html(2012/03/23)

38) ゴルフクラブの会則が、会員の地位の相続を否定し、相続人の入会申込みについて会員2名の紹介や理事会の入会承認の手續を要するものと定めており、その有効性が争われた事例(東京高判平成4・3・31判時1444号73頁、金判902号21頁)には、「身元保証的な趣旨」という言い回しがある。

39) 遠藤浩「身元保証と相続性」不動産法律セミナー35巻9号(2004年)21～22頁。

40) 金子宏・新堂幸司・平井宜雄『法律学小辞典』〔第3版〕有斐閣(1999年)の「身元保証」の項目による。

まるものとはされておらず、身元保証人に対する責任追及が現実に行われている。にもかかわらず、貸金等の保証契約、根保証契約(ともに連帯保証を含む)において借入額や返済時期等が明示されているのとは異なり、身元保証人の契約締結時には、請求限度額が示されないばかりか、具体的な損害賠償請求の有無と損害賠償額の程度を予想することさえ容易ではない。

近年、一般的な債務の保証については、その法的効果とリスクに関する保証人への説明の必要性が強調されるようになってきている⁴¹⁾。貸金等根保証にも極度額の定めと元本確定期日が必要とされるようになってきている。身元保証のみが、その独自性を過度に強調して、保証契約に関する法の潮流からの影響を一切受けないというわけにはいかないであろう。

Ⅲ 雇用に伴う身元保証の判例法理

1: 身元保証の法的性質

身元保証法の適用を受ける身元保証は、被用者の故意過失により使用者が損害を受けた場合に、その損害賠償の支払いを保証(多くは連帯保証)するものである。

この身元保証については、かつては、(1) 被用者の損害賠償義務の保証・連帯保証(付従的保証)と、(2) 被用者自身の賠償義務の有無に関わ

らず、使用者が被るであろう損害を埋め合わせる損害担保契約(独立的保証)の2つの類型が区別されていた⁴²⁾。さらに、身元保証人自身の行為義務—被用者に就業規則を遵守させる義務や疾病時に被用者を引き取る義務—を区別し、これを別の類型とするもの⁴³⁾、あるいは、これらの行為義務を含む(2)の損害担保契約を身元引受と呼ぶものもあった⁴⁴⁾。

今日でも、身元保証書には、「身元保証人として、本人が会社の就業規則及び諸規則を遵守して、誠実に勤務することを保証いたします。」という一種の義務が明記されている。しかし、現実の訴訟でそのような義務そのものの履行が求められることはない。今日では、身元保証人は、通常、被用者が損害賠償債務を負う場合に、それを保証・連帯保証(付従的保証)した者として責任追及を受けるものと位置づけられている⁴⁵⁾。

A 身元本人の損害賠償債務への付従性

身元保証人に対する責任追及は、身元本人に対する請求と同時に、あるいは少なくともそれを前提として行われる。

被用者に対する損害賠償請求権や求償権について、最高裁判所は、「使用者が、その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者

41) たとえば金融庁の『主要行等向けの総合的な監督指針』には、次のように定められている。

「Ⅲ-3-3 利用者保護のための情報提供等

Ⅲ-3-3-1 与信取引等(貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引)に関する顧客への説明態勢／(2) 契約時点等における説明／以下の事項について、社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。／商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明／契約の意思形成のために、顧客の十分な理解を得ることを目的として、必要な情報を的確に提供することとしているか。／なお、検証に当たっては、

特に以下の点に留意する。／…ハ、個人保証契約については、保証債務を負担するという意思を形成するだけでなく、その保証債務が実行されることによって自らが責任を負担することを受容する意思を形成するに足る説明を行うこととしているか。例えば、保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証の法的効果とリスクについて、最悪のシナリオ即ち実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明を行うこととしているか。また、必要に応じ、保証人から説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。」

<http://www.fsa.go.jp/common/law/index.html>
(2012/03/26)

の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができるものと解すべきである」⁴⁶⁾としている。そして、身元本人（被用者）に対して請求できない損害賠償等は身元保証人にも請求できない。

使用者が元従業員である被用者の退職前後の行為が不法行為にあたるとして本人および身元保証人に損害賠償を請求する事例が見られる。架空受注伝票の発行により労務の提供を偽装したのは賃金の騙取である（【8】東京地判平成10・12・25労判759号52頁）、幼稚園での体操教室を行う会社を退職した元従業員が別会社で元の顧客と契約するのは顧客の奪取である（【11】大阪地判平成12・9・22労判794号37頁）、有力な取引先との取引が解消されたのは、元従業員が会社の不正請求を退職後にその取引先に対し内部資料を用いて告発したためである（【36】東京地判平成19・11・21判時1994号59頁）等と使用者である会社が主張し、不法行為の成立を争った例があるが、いずれも会社側の請求は認められなかった。

労働基準法16条は、「使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。」と定める。これ

に関連し、タクシー乗務開始後、所定の収入額を達成した月数が通算24か月を満たすことなく退職する場合には研修費用の全額を返済するという特約は、研修費用という名目の違約金を定めるものであり無効とされ、それ以前に退職した被用者および身元保証人に対する請求も認められなかった（【14】名古屋簡判平成15・1・23最高裁判所ウェブサイト（Lexis）、【22】名古屋簡判平成16・5・13最高裁判所ウェブサイト（Lexis））。

【37】東京地判平成20・11・26判時2040号126頁、判タ1293号285頁では、レコード、CD等のインターネット通信販売業を営む原告会社を退職した後、競業会社に就職した元従業員Aが在職中に得た仕入先情報を利用して業務を行っているとして、Aの行為の秘密保持義務違反、競業禁止義務違反、不正競争行為性が争われた。裁判所は、本件仕入先情報は不正競争防止法上の営業秘密に当たらないとし、秘密保持合意、競業禁止合意については、従業員の退職後の職業選択の自由が保障されなければならないという観点よりそれぞれの義務の範囲を限定的に解釈し、Aの義務違反を認めず、身元保証人に対する請求も棄却した。

B 非補充性

身元保証は、身元本人の損害賠償義務を前提とするものであるが、身元保証人に対する責任追及自体は補充的なものではない。多くの場合、「被告ら（被用者と身元保証人）は、原告（使用者）に

42) 身元保証の法的性質、類型をめぐる議論については、西村・注(1) 295～296頁、西村・注(6) 147～164頁に詳しい。

43) 勝本正晃「身元保証に就いて」法律時報3巻5号(1931年)20頁、吉川大二郎「身元保証に関する若干の法律問題(上)―身元保証法施行後の判例を中心として」民商法雑誌1巻2号(1935年)49頁。

44) 鳩山秀夫『増訂日本債権法各論(下巻)』岩波書店(1924年)533頁、我妻栄『新訂債権総論』岩波書店(1964年)452～454頁。

45) 新美育文「損害担保契約」手形研究増刊26巻14号(1982年)48～49頁、65頁は、身元保証人が身元本人(被用者)の責に帰すべからざる事由(たとえば疾病)により

雇主に生じた損害をも引き受ける趣旨の身元保証契約であると認定される場合は限定される傾向にあるという。椿久美子「損害担保契約の多様性と指導念書・請求払無因保証(中)」NBL780号(2004年)68～69頁は「身元本人に帰責事由がない場合(たとえば疾病)の損害まで身元保証人に負担させる身元引受は、使用者が優越的地位を利用して身元保証人に損害を転嫁させる契約であり、公序良俗違反による無効と解するべきである」とする。

46) 最一小判昭和51・7・8民集30巻7号689頁、裁集民118号241頁、判時827号52頁、判タ340号157頁、金判508号19頁。

対し、連帯して金〇〇円及びこれに対する〇年〇月〇日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。」というような請求がなされているが、時に、身元保証人に対する訴訟が先に提起される場合もある。

【27】東京地判平成17・2・4 Lexisは、情報システム会社Xにプログラマーとして入社したがプログラミング業務以外での他社への派遣と会社待機とが繰り返される状況にあったCおよびX社のシステムエンジニアであったが取り組んでいたレセプトシステム業務について会社負担が大きいとして自宅待機を命じられたDが、それぞれ退職を申し出たところ、X社がC、Dの職場放棄により損害が生じたとしてそれぞれの身元保証人A、Bに損害賠償を請求したというものである。A、Bは、被用者C、Dではなく、直接関係のない家族を巻き込んで家族から金員を喝取せんとしたとして、X社の訴訟提起は権利濫用による不当訴訟で、不法行為であると反訴を提起した。裁判所は、X社の請求を認めず、また、「訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られる…（最一小判昭和63年1月26日・民集42巻1号1頁参照）」という基準に照らし、身元保証人A、Bの請求も棄却した。

C 被用者の将来の不正行為への備え

身元保証の一つの特質として、被用者の将来の不正行為に備えるという側面が強調される。しか

し、それはただ、身元保証がリスクを担保する存在であるということのみを示しているのではなく、社員が就業規則に従って誠実に勤務する限り、基本的に会社に対して損害を与えることなく、被用者の使用者に対する債務も発生しないという通常の理解(後掲【25】)を伴うものだと考えられている。

(1) 既発生の損害賠償債務の連帯保証

【18】東京地判平成15・8・1 Lexisでは、不正行為が発覚する前に署名された保証書の趣旨が問題とされた。電子通信機器販売会社X1の販売代理店である事務器機類販売会社Y3の外務員としてその業務に従事していたY1は、架空の売買契約書を偽造しY3社が納品するパソコン一式(約1334万円)を売却して領得し(不正行為1)、また、リース契約を悪用して印鑑印材販売会社X2の紹介により別の複数者が購入予定だったパソコン一式(合計約2350万円)も売却して代金を領得した(不正行為2)。不正行為1のみが判明している段階で、「金壱仟参百参拾四萬壱仟参百円也、右正に借用しました。」と記載されたY3社あての金銭借用証書にY1は借主として、X3(Y1の兄)は連帯保証人として署名押印した。また、X3は「私の実弟であるY1…が貴社外務員として勤務していた間に貴社に与えた損害については実弟Y1と連帯して保証することをここにお約束いたします。」と記載された保証書と題する書面にも署名押印した。Y3社の代表取締役Y2は、Y1の雇用を継続して損害を賠償させるつもりだった。裁判所は、不正行為1にかかるY3社に対する約1334万円の損害賠償債務の連帯保証の有効性は認めたが、保証書は、これを徴求することによってY1の将来の不正行為に備えようとしたもので、不正行為2にかかる既発生の損害賠償債務を連帯保証したものではないとした。

既発生の損害賠償債務の連帯保証という外形をとっていても、実質的には将来の不正行為に備えようとしたもので、身元保証であると解された事例もある。【33】福岡高判平成18・11・9判時1981号32頁、判タ1255号255頁は、建設工事請負業Xの被用者Aが集金した工事代金等を着服、横領したため、XがY1(Aの母)、Y2(Aの姉)、Y3(Aの兄)に対し、Aによる将来の損害発生行為に備えて連帯保証を行った既発生の損害金約3506万円の請求を求めたものである。裁判所は、「本件連帯保証は、一種の身元保証であり、その変型であるともみなされるところ、いかにAが引き起こした不始末であるとはいえ、3500万円余の連帯保証債務をY1らに負わせるというのは酷に過ぎ、相当でない」とし、身元保証法5条の趣旨から、諸般の事情を考慮して、身元保証人3名の責任額の上限を700万円とした⁴⁷⁾。

(2) 金銭消費貸借と身元保証

【25】東京地判平成16・11・30 Lexisは、飼料輸入販売会社Xが事業への協力・支援を求めてきたY1に対し、事業用資金として金員を貸し渡し、Y2(Y1の妻)が連帯保証したとして、貸金元金の残金の一部480万円等を請求した事例である。裁判所は、Y1に対する請求は全額につき認容した。Y2に対する請求については、Y2は「本人が貴社就業規則を守り、誠実に勤務することを保証いたします。…本人が就業規則に従わなかったり、故意又は過失によって貴社に重大な損害を与えた場合…連帯してその損害額を負担することを確約いたします」という一般的な文言の身元保証書に署名押印していたが、裁判所は、これを「雇用契約を前提とし、これから生じる債務を保証する趣旨の契約書であって、同契約書の記載からは、これを

もって直ちにY2がY1の本件消費貸借契約上の債務を連帯保証したものと認められない」とした。また、身元保証によってY2が消費貸借契約上の債務について責任を負うというX社の主張についても、「身元保証は、雇用契約を前提とし、被用者と使用者という特別の関係に関連して、将来的に被用者のなす行為により使用者が被る損害を填補するものである」とし、本件は、X社とY1の関係は、便宜的にX社の社員の肩書きを持たせる等の雇用契約の外形をとってはいるものの、実際には雇用関係にはなく、雇用関係が存在しないのであるから本件消費貸借契約に基づく債務も雇用関係に関連して負担した債務であるともいえないとした。そして、身元保証では、社員が就業規則に従って誠実に勤務する限り、基本的に会社に対して損害を与えることはなく、Y1のX社に対する債務も発生しないと考えるのが通常理解であると思われるのに対し、身元保証書作成の時点で、すでに金銭消費貸借契約が成立し金員の一部が交付され、以降も確実に金員が交付される予定のものであったとして、かかる債務までを身元保証の範囲に含むとする場合には、保証人たるべき者の予想の範囲を超え不測の損害を与えるものであって相当でないとし、身元保証を前提とする請求についても、これを棄却した。

ところが、【21】東京地判平成16・4・7 Lexisでは、裁判所は全額(合計約276万円)の支払いを身元保証人に命じている。原告会社Xが、経理部長Aへの貸付金(約252万円)、X社に代わってAが受け取った株式配当金(約24万円)の支払いを求め、Aに対し別件訴訟を提起していたところ、本件訴訟では、身元保証人Yに対して、これらの支払いを求めた。Yは、平成11年2月8日にAがX社に入社す

47) 拙稿「公序良俗規範、身元保証法による被用者の損害賠償債務の連帯保証に対する司法的規制」—福岡高判平成18・11・9判時1981号32頁、判タ1255号255頁—彦論388号(2011年)42～55頁。

る際、期間を5年と定めて、Aの故意又は重大な過失による不都合な行為、給与前渡し金等によりX社に生じさせた損害について、Aと連帯して責任を負担する旨約していた。【21】では、身元保証書の文言に金銭前渡し金に関する文言が含まれていたことが、結果的に、重要な意味を持つこととなった。

(3) 連帯保証への類推の可否

雇用関係、実質的な使用従属関係がない事例で身元保証法の類推による保証人の責任額の制限の主張がなされることもある。しかし、裁判所は、信用金庫取引上の債務の根保証（【1】東京高判平成元・9・13金法1248号34頁）、将来発生する債務の連帯保証（【35】東京地判平成19・7・20 Lexis、昭和60年6月7日契約成立）、継続的売買の連帯保証（【7】東京地判平成10・10・2金法1561号79頁）のいずれにおいても、身元保証法を類推して保証責任額を制限すべきではないとしている。

2：身元保証契約の成立

A 身元保証書の署名捺印と保証意思

身元保証は、通常、保証書（身元保証書）あるいは被用者の誓約書への署名捺印によって、契約が成立したものとされる。裁判例を見る限り、貸金債務の連帯保証・根保証とは異なり、契約の相手方である使用者と身元保証人が対面して説明を受けたり、保証意思が電話等によって確認されたりすることはないようである。

債務者等が身元保証に使用するとして家族等に実印や印鑑登録証明書等の送付・借用を依頼することがある。【24】東京地判平成16・10・25 Lexisは、A社の代表者BがY1（Bの姉）、Y2（Bの弟）に対し身元保証に使用するとして実印と印鑑

登録証明書の送付を依頼し、両名がそれに応じたところ、その実印がX社のA社に対する貸金500万円の借用書の連帯保証人の捺印として用いられ、X社がY1、Y2に対し、その履行を請求したという事案である。裁判所は、捺印が実印によるものとは認めたと、借用書の連帯保証人欄の署名はY1、Y2の自署によるものではなかったこと、実印等を送付したのは身元保証としての利用を認めたためであり連帯保証人としての責任は否定していること、X社によるY1、Y2の保証意思の確認には多大な疑念があることを認め、借用書の印影がY1、Y2の意思により顕出されたものと推定することはできないとして、X社の請求を棄却した。これに対して、Aから就職の身元保証を依頼されたYが印鑑・印鑑証明書をAに交付し、Aがそれを流用してXとの間の賃貸借契約の契約書に連帯保証人として署名・押印した【19】東京地判平成15・12・19 Lexisでは、裁判所は、訴訟の中でYが当初は連帯保証契約の締結を前提とした主張をしていたことなどから、YのAに対する連帯保証契約締結の代理権の授与を推認し、Yの連帯保証契約の締結を認め、Xの未払賃料等約99万円の請求を認めた。

裁判所は、署名捺印という形式だけにとらわれることなく、保証書に氏名が記載された者の置かれていた状況や意思を具体的に判断し、身元保証契約の成否を導いている。

身元保証人とされる者の家族が無断で署名捺印をする場合もある。【26】東京地判平成16・12・22 Lexisは、X社で平成10年10月1日の入社から平成15年4月20日の退職までX社の営業業務に従事していたAが、平成14年11月5日、X社の複数の事務所に入り現金約943万円を窃取したため、

X社がその金員の支払いをAと身元保証人Yに請求したものである。Yの主張は、X社への入社に当たりAから身元保証人となることの依頼を受けたがこれを断った、身元保証書の署名押印はB(Yの妻、Aの戸籍上の従姉妹、真実はAの姉)がAの依頼でYに無断で行ったものだというものである。裁判所は、本件身元保証書の連帯保証人欄のY名下の印影はYの意思に基づいて検出されたものと事実上推定され、民事訴訟法228条4項により、身元保証書のY作成部分は真正に成立したものと推定されるとしつつ、その推定が覆るかを検討した。裁判所は、YがAの借家契約の連帯保証を締結した後に履行を余儀なくされる可能性が生じたために不信感を抱いており、より責任の重い身元保証契約について義弟Aの依頼を断っていたとしても不自然ではないこと、Bが情にかられてY名義を冒用することも不自然とは言い難いこと、Yは平成16年7月13日に破産免責を受けた者であったが、Yがその破産手続において、偽造された本件契約書によってYの債務は発生しないとの認識を有していたことからあえて破産債権者名簿にXの氏名を記載しなかったことを理由に、保証契約書のYの署名押印がYの妻Bに無断で偽造されたものと認められるとして、Yに対するXの請求を棄却した。

B 身元保証書の厳格な徴求、杜撰な確認

身元保証契約については、貸金等債務の保証以上に、契約当事者間の契約締結交渉というものが存在しない。使用者は、もっぱら被用者を介して保証書を受け取るため、保証書の体裁だけが取り繕われやすいという状況にある。また、同時に、身元保証人に対する十分な保証意思の確認等が行われないにもかかわらず、身元保証書の提出と

いう形式が満たされていない場合には、被用者に重大な不利益がもたらされることもある。

【20】東京地判平成16・2・4 Lexisは、老人ホームAを経営するXが施設長としてBを雇用し、そのBが入居者Cの預貯金を無断で引き出したという事案である。BがCに弁済した残額を使用者責任の履行としてXが弁済し、XはBに対して求償金債権(約492万円)と社会保険料等立替金債権(約12万円)を有していた。Xは、Bの雇用にあたり、平成13年4月25日、Y1(Bの二男)、Y2(Bの実弟)との間で、Bが故意又は過失によりXに損害を与えたときはY1、Y2が連帯して損害賠償する趣旨の身元保証契約を締結していたとして、Y1、Y2にBの残債務全額(約505万円)について履行を請求した。裁判所は、身元保証書の住所氏名の筆跡と他の複数の書面の筆跡とを対照し、筆跡鑑定をするまでもなく、Y1、Y2の筆跡ではないものと判断するのが相当であるとして、Xの請求を棄却した。

【30】東京地判平成18・2・24 Lexisは、不動産会社Xが、試用期間中に業務不良を理由として解雇した元従業員Y1が顧客データを抹消したことにより約336万円の損害を被ったとして、Y1とその身元保証人Y2(Y1の父)、Y3(Y1の妹)に対して、損害賠償を請求したものである。これに対して、Yらは、本件訴訟はY1がXに対して時間外手当請求訴訟を提起したことに対するY2、Y3をも巻き込んだ嫌がらせだとして、慰謝料約336万円を請求した(反訴事件)。Y1は、平成16年8月18日よりX社に雇用され勤務していたが、試用期間中の同年11月29日解雇された。保証書には、Y2、Y3の名前が本籍地、現住所、生年月日とともに記載され、捺印がなされていた。しかし、裁判所は、Y2の印影はY1がX社に備え置いた印影に似ていること、Y2らの

名前などの筆跡は訴訟委任状等の署名と似ていないこと、現在はY2、Y3とY1との交流がほとんどないこと等から、保証書にY2、Y3が署名捺印したことを認めるに足る証拠はなく、またその印影が同人らのものであることを推認することもできないとして、本件身元保証契約の成立を否定した。なお、Yらによる反訴事件については、「訴訟の提起が当然には訴訟の相手方に対する不法行為にならないことは、裁判を受ける権利の性質上自明であるところ、これが不法行為とされるのは、権利がないことを知りつつ敢えて提訴するといった悪意ないし当然知り得べきであったにもかかわらずそのことを何ら顧慮せずに提起したという事情が認められる場合、その他違法、不当な目的をもって訴訟を提起した場合等の特段の事情が認められることを要件とするべきものと解される」と述べ、これにあたる特段の事情がないとして、その請求を棄却した。

【10】東京地判平成11・12・16判780号61頁は、被用者が使用者に対して、身元保証書を提出しなかった事例である。就業規則で身元保証書の提出を正社員採用の条件としていた金融会社Yへの身元保証書(保証人2名、5年ごと更新)の提出を拒んだために解雇されたXが解雇予告金手当て遅延損害金を請求した。Xが身元保証書を提出期限までに提出しなかったことが、労働基準法20条1項但書の「労働者の責に帰すべき事由」に該当するか否かが争われた。裁判所は、「労働者の責に帰すべき事由」とは、労働者が予告期間を置かず即時解雇されてもやむを得ないと認められるほどに重大な服務規律違反または背信行為を意味するものとした。そして、身元保証書の提出が正社員採用の条件であったこと、Yが金銭貸付

け会社であること、Xが金融機関での勤務経験を有することからY社が身元保証書の提出を求めた意味を十分理解していたにもかかわらず身元保証書を期限までに提出しなかったことにより、労働者の帰責事由に基づく解雇であったとしてXの請求を棄却した。

裁判所は、身元保証書の提出が「金銭を扱うことに伴う横領などの事故を防ぐために、社員に自覚を促す意味も込めて」求められていると述べている。しかし、被用者本人の誓約書はともかく、身元保証書は、本人ではなく、本人以外の者に損害賠償責任を負わせるという効果をもたらすものである。【10】のように身元保証書の提出拒否によってもたらされる被用者への深刻な不利益を生じさせたくないならば、身元保証人は、身元保証契約に応じるしかない。しかし、身元保証書を徴求する際に身元保証人の意思を確認する等、身元保証契約がその内容をふまえて慎重に締結されているという実態はない。近親者を含む他者が、否応なしに、十分な保証意思も形成せずに締結しているわが国の身元保証契約は、現代の契約法に照らし、見直されるべきものである⁴⁸⁾。

(未完)

【付記】

本稿は、科学研究費補助金(若手研究(B)、課題番号23730088)の助成による研究成果の一部である。

48) 山田・注(1) 105頁、東京高判昭和29・3・1下民集5巻8号146頁では、身元保証制度のもつ「封建的連座制」的な発想が指摘されている。身元保証法の制定時には、身元保証は、金銭債務の要素よりも対人信用という精神的要素を多分に含み(鷹司信輔、西村・注(6) 109頁)、契約内容を漠然とさせておくことが

身元保証を法律的に考えず、道徳的に考える一般人の予期に合う(長島毅、西村・注(6) 112頁)といわれたが、少なくとも裁判例として現れたものは、今日に至るまで、身元保証人に法的責任として金銭債務を課すものばかりである。

表1 身元保証の裁判例の一覧

	裁判所・判決年月日	(a)被用者 への請求 額*1	(b)被用者 の責任認 容額*1	(c)身元保 証人への 請求額	(d)身元保 証人の責 任認容額	= (d)/(b)	= (d)/(c)	被用者と身元保証人 の関係、保証契約の 特色等	見出し
[8]	東京地判平成10・12・25	1,577	0	478	0	/	0%	父?	Ⅲ 1A
[11]	大阪地判平成12・9・22	4,893	0	4,893	0	/	0%	父、祖母	Ⅲ 1A
[36]	東京地判平成19・11・21	4,465	0	4,465	0	/	0%	父	Ⅲ 1A
[14]	名古屋簡判平成15・1・23	33	0	33	0	/	0%	関係不明	Ⅲ 1A
[22]	名古屋簡判平成16・5・13	56	0.8	56	0.8	100%	1%	関係不明	Ⅲ 1A
[37]	東京地判平成20・11・26	107	0	107	0	/	0%	父	Ⅲ 1A
[27]	東京地判平成17・2・4	413	0	413	0	/	0%	父	Ⅲ 1B
		379	0	379	0	/	0%	父	
[18]	東京地判平成15・8・1	1,175	1,175	1,175	0	0%	0%	兄	Ⅲ 1C(1)
[33]	福岡高判平成18・11・9	—	—	3,506	700	—	20%	母、兄、姉	Ⅲ 1C(1)
[25]	東京地判平成16・11・30	480	480	480	0	0%	0%	関係不明	Ⅲ 1C(2)
[21]	東京地判平成16・4・7	276	276	276	276	100%	100%	関係不明	Ⅲ 1C(2)
[1]	東京高判平成元・9・13	—	—	1,000	1,000	—	100%	信用金庫取引上の債 務の根保証	Ⅲ 1C(3)
[35]	東京地判平成19・7・20	5,000	5,000	5,000	5,000	100%	100%	将来発生する債務の 連帯保証*2	Ⅲ 1C(3)
[7]	東京地判平成10・10・2	2,352	2,352	2,352	2,352	100%	100%	商品売買の連帯保証	Ⅲ 1C(3)
[24]	東京地判平成16・10・25	—	—	500	0	—	0%	貸金の連帯保証	Ⅲ 2A
[19]	東京地判平成15・12・19	—	—	99	99	—	100%	貸借の連帯保証	Ⅲ 2A
[26]	東京地判平成16・12・22	—	—	943	0	—	0%	身元保証書の偽造	Ⅲ 2A
[20]	東京地判平成16・2・4	—	—	505	0	—	0%	二男、弟	Ⅲ 2B
[30]	東京地判平成18・2・24	336	0	336	0	/	0%	父、妹	Ⅲ 2B
[10]	東京地判平成11・12・16	…	…	…	…	…	…	身元保証書の不提出	Ⅲ 2B
[9]	横浜地判平成11・5・31	2,644	2,644	2,644	0	0%	0%	姉の夫、父	Ⅲ 3
[12]	東京地判平成14・9・2	300	100	300	0	0%	0%	父	Ⅲ 3
[4]	仙台高判平成4・4・17	—	—	334	140	—	42%	従兄、知人	Ⅲ 4B(1)
				1,106	0		0%	父、兄	
[5]	東京地判平成5・11・19	110	110	110	55	50%	50%	父? 兄?	Ⅲ 4B(1)
[23]	東京地判平成16・6・30	460	376	460	247	66%	54%	関係不明	Ⅲ 4B(1)
[16]	東京地判平成15・7・8	2,000	100	2,000	25	25%	1%	父、叔父	Ⅲ 4B(2)
[32]	旭川地判平成18・6・6	30,000	30,000	10,000	3,119	10%	31%	身元保証人(妻の父) の相続人、親戚*2	Ⅲ 4B(2)
[6]	東京地判平成6・9・7	2,758	1,379	2,758	551	40%	20%	父、母	Ⅲ 4B(2)
[31]	東京地判平成18・3・27	711	200	711	10	5%	1%	関係不明	Ⅲ 4B(2)
[38]	東京地判平成22・2・8	—	—	802	0	—	0%	弟	Ⅲ 4B(3)
[3]	東京地判平成4・3・23	14,765	10,336	14,765	4,134	40%	28%	友人2名	Ⅲ 4B(3)
[34]	東京地判平成18・12・15	10,746	453	10,746	300	66%	3%	父、兄	Ⅲ 4B(3)
[29]	東京地判平成17・12・26	—	—	4,370	1,966	—	45%	父	Ⅲ 4B(3)
[2]	仙台高秋田支判平成2・4・16	5,000	5,000	5,000	5,000	100%	100%	父*2	Ⅲ 4B(3)
[13]	東京地判平成14・11・29	682	166	682	166	100%	24%	父	Ⅲ 4B(4)
[15]	東京地判平成15・5・27	14,000	14,000	7,000	7,000	50%	100%	身元保証人(父)の妻	Ⅲ 4B(4)
				3,500	0	0%	0%	身元保証人(父)の子	
[17]	東京地判平成15・7・9	640	440	3,177	1,940	*3	61%	父、妻の父	Ⅲ 4B(4)
[28]	東京地判平成17・3・24	812	812	812	812	100%	100%	父	Ⅲ 4B(4)

*1 身元保証契約に関係のある範囲での被用者に対する請求に限る。

*2 請求額が損害額、残元金の一部となっている。

*3 被用者に対する請求額は別件訴訟の残額であるため、身元保証人に対する請求額より小さくなっている。

*4 (a)～(d)の金額の単位は「万円」である。

Judicial Decisions on Fidelity Guarantee (1)

A Study through Judicial Decisions in the Last Twenty Years

Makiko Noto

In this paper I took up and examined judicial decisions on fidelity guarantee (Mimoto-Ho-sho) in the last twenty years.

Fidelity guarantee is a security system in accordance with the longstanding customs of our country. In many cases, a contract is made at the start of employment. However, depending on the situation, the fidelity guarantee contract has to be updated every five years during the employment period.

Regardless of the presence or absence of legal responsibility, in Japan, the term “Mimoto-Hosho” is also used in various situations other than employment. In particular, a fidelity guarantee for an employee pursues a guarantor’s legal responsibility. Also in this guarantee, although the legal responsibility of a guarantor is not always recognized, those who are requested to become a guarantor (Mimoto-Hoshonin) are forced under a heavy psychological burden.

In principle, a guarantor assumes responsibility for compensating the damage which an employee does to an employer. Between a guarantor and an employer, the amount of the guarantor’s obligation to pay reparations is not usually defined in advance. A guarantor may be burdened with a very heavy responsibility in some cases.

The Fidelity Guarantee Act was enacted in 1933, and courts have limited the range of guarantor responsibility by judicial discretion based on the Act.

I examined how the courts would have solved the cases in this paper. In part (1), I considered judicial decisions about the legal character of fidelity guarantee and the formation of a fidelity guarantee contract.

